

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

郡上市長

市町村名 (市町村コード)	郡上市 (212199)
地域名 (地域内農業集落名)	美並・吉田地域 (大矢、勝原、下田、根村、八坂、木尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 14 日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域で畦畔率が高く、高齢化などからコメ作りを諦める農家が増加。大原営農では地元大矢地区を中心に 28ha ほどを農地集積して地域営農を担っているが、労力の関係もあって面積増加が難しいところ。他の集落では、不作付け地が目立ってきており、今後も増加する懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

三城地区とともに、広域で美並町全体をカバーする営農組織が望まれており、水稻以外に施設野菜生産のできる体制を作って、年間雇用を目指したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地面積	78.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地面積	78.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地面積【任意記載事項】)	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用する農用地等の区域としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積・集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。
（２）農地中間管理機構の活用方針
集落ごとに農地全体を農地中間管理機構に貸し付けて、担い手の経営意向とともに所有者の貸付意向を踏まえて、段階的に集約を図る。
（３）基盤整備事業への取組方針
土地改良施設の老朽化対策、効率よく作業や運搬ができる規格の農地・農道の整備に取り組む。 ・下大矢地区で集落道の整備 ・大矢地区で排水路の改修事業を予定
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手不在の農地の自作を支援するために、ＪＡ出資法人アグリサービス郡上への作業委託を進める。

☒	①鳥獣害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 鳥獣害が顕著な地区では恒久柵の設置、捕獲など地域ぐるみで鳥獣害対策を展開する。

② ⑨ 堆肥利用の拡大が急務と捉え、活用方法を検討していく。

③ 土地利用作物でのドローンによる防除体制確立。

⑦ 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して農地の保管理に努める。

⑧ 拠点とする農業倉庫、野菜栽培用ビニールハウスの増設による冬期間の野菜生産を充実させる。